

大統領府

文官庁

法制問題副局長室

2015年5月20日 通信第147号,

連邦上院議長閣下

憲法第66条第1項の定めるところに従い、“連邦国憲法第225条第1項第Ⅱ号及び第4項、ならびに1998年3月16日付けの政令第2,519号により公布された生物多様性条約第1条、第8条のj、第10条のc、第15条、第16条第3項及び第4項を規定すると共に、遺伝資源の取得および関連する伝統的知識の保護および取得、生物多様性の保全と持続可能な利用のための利益配分について定め、2001年8月23日の暫定的措置令第2,186-16号を廃止し、他の措置を講じる”という、2014年の法案第7,735号(連邦上院の第2/15号)に関しては、公共の利益に反すると共に、憲法違反であるという理由から、部分的に拒否すると決定した由を、貴殿に通知する。

意見を求められた企画・予算・運営省、財務省、環境省及び開発・商工省は、次の条文を拒否すべきとの立場を表明した。

第6条第1項第X I号

“X I — 第13条第3項の認可について国防諮問機関に通知する。”

第13条第3項および第4項

“第3項 本条の認可は、以下の通り承認される。

I — 研究活動の場合は、科学技術革新省により、あるいは

II — 技術開発事業の場合は、CGen(ブラジル環境省遺伝資源管理審議会)による。

第4項第3項に規定される機関は、遺伝資源とそれに関連する伝統的知識が国境地帯で発見される場合は、本条の認可請願を国防諮問機関に通知しなければならない。”

拒否理由

“条項は、元の法案にある他の状況に言及している。したがって、国会により可決された法案において、第3項は非体系的であり、第4項は前条項第I号の内容と対立している。さらに、法案通りの手順となれば、単なる形式上の障害となり、法案の趣旨に反する可能性がある。”

法務省、企画・予算・運営省、財務省、農業開発省、文化省、環境省、大統領府官房庁および大統領府人種的平等推進庁は、さらに以下の条文に対する拒否を付け加えた。

第 17 条第 10 項

“第 10 項 2000 年 6 月 29 日以前に実行された遺伝資源取得の結果として、本法律の発効後に実行された、最終製品あるいは繁殖素材の経済的利用は、規則に基づき、利用者の確認を通して、利益配分の義務が免除される。”

拒否理由

“利益配分が経済的利用ではなく、取得に直接つながるものとするにより、上記の規定は、法案の論理から逸脱している。さらに取得が定められた日付以前に行われたことの証明を保証する仕組みがなく、それは運営上の困難をきたすことになるであろう。それ故、利用者間の競争において歪みが生じる危険があり、特に国外における取得に関してはそれが更に深刻化し、利益配分の一般的な規則に対する不正の試みを助長することになる。”

法務省および農業開発省、大統領府官房庁および大統領府人種的平等推進庁は、次の条文に対する拒否を求めた。

第 19 条第 4 項

“第 4 項 遺伝資源の取得から生じる最終製品あるいは繁殖素材の経済的利用に由来する非金銭的方式での利益配分の場合、利用者は、利益配分の受益者を指名する”

拒否理由

“条文では、特定あるいは戦略的な状況において、公益に最も適した選択肢の模索が求められ場合においても、公権力が非金銭的方式による利益配分の受益者の決定に参加できないことになる。”

環境省、農業開発省、法務省、文化省、大統領府人種的平等推進庁は、さらに、次の条文に対する拒否を追加した。

第 29 条

“第 29 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定にしたがって、IBAMA、すなわちブラジル環境再生可能資源院 (Instituto Brasileiro do Meio Ambiente e dos Recursos Naturais Renováveis - IBAMA)、国防省海軍司令部及び農牧供給省は、規則に基づき、それぞれの所轄の範囲において、遺伝資源とそれに関連する伝統的知識に対する違反行為を監視するための管轄機関とされる。

第 1 項 海軍司令部による、本条本文で定めるところの監視に関する権限の行使は、ブラジルの領海及び大陸棚の範囲にて、IBAMA との連携により行われる。

第 2 項 IBAMA は、本条本文に規定された権限の行使において、違反行為が関連する伝統的知識に関するものである場合、先住民、伝統的地域社会及び伝統的農民の権利を保護する公的機関と連携して行動できる。

第 3 項 農業活動における、遺伝資源又はそれに関連する伝統的知識の取得に係る違反行為においては、本条本文において規定される監視の権限行使は、農牧供給省により実施される。”

拒否理由

“憲法第 61 条第 1 項第 II 号の規定によれば、行政府内における権限付与は、共和国大統領の専権事項であり、さらに第 63 条第 I 号の規定を鑑みても、議員立法による法案により、これを変更することは出来ない。”

議長閣下、懸案となっている法案の上記条文を拒否するに至った理由は以上であり、目下、国会の諸議員の評価に委ねるところである。

本文章は、2015 年 5 月 21 日に発行された原文のとおりである。